

海老名市猫不妊及び去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、猫を飼養している者（営業のために飼養されている猫を除く。）及び野良猫、捨て猫等の飼い主のいない猫を保護している者に対して、猫の不妊手術又は去勢手術（以下単に「手術」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、手術をしようとする者で次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 海老名市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により、海老名市の住民基本台帳に記載されている世帯主又は海老名市内に事務所若しくは事業所を有する法人若しくは個人
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 海老名市内において猫を飼養している者又は野良猫、捨て猫等の飼い主のいない猫を手術後に海老名市内において飼養する者。ただし、生後6月未満の猫を飼養する者にあつては、あらかじめ猫が手術可能な状態まで成育していることを第5条に定める獣医師に確認することとする。

2 前項に掲げるほか、市長が特に認めた者

(補助対象期間及び数)

第3条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、手術の対象となる猫の数は、一世帯又は一事業所若しくは一事務所につき2匹までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不妊手術の場合 1匹につき5,000円
- (2) 去勢手術の場合 1匹につき3,000円

(手術の実施者)

第5条 手術の実施者は、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定に基づき神奈川県内に診療施設を開設し、又は同法第5条第1項の規定に基づき診療施設を管理している獣医師（獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する者。以下「獣医師」という。）とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猫不妊及び去勢手術費補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 野良猫、捨て猫等の飼い主のいない猫を手術後に海老名市内において飼養する者は、前項の申請書に飼い主のいない猫の飼養管理計画書（第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適正と認めたときは、猫不妊及び去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定の日から起算して30日以内（当該決定の日が3月1日以降である場合には、3月末日まで）に第5条に規定する獣医師による手術を実施しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 前項の規定に関わらず、補助金の交付の決定の日が3月1日以降である場合には、3月末日までに第5条に規定する獣医師による手術を実施しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 第7条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、猫不妊及び去勢手術費補助金交付請求書（第4号様式）に手術を実施し手術費を支払ったことを証明する書類を添えて、手術完了日から起算して30日以内に市長に請求しなければならない。

らない。

2 当該助成金の受領を代理人に委任する場合は、代理人選任届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（申請の変更又は中止）

第10条 交付決定を受けた者で、やむを得ない理由により申請を変更又は中止しようとするときは、猫不妊及び去勢手術費補助金変更・中止承認申請書（第6号様式）及び7条第1項の決定通知書を添えてその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは承認し、速やかにその旨を猫不妊及び去勢手術費補助金変更・中止決定通知書（第7号様式）により申請者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行い補助金の返還を命ずるときは、猫不妊及び去勢手術費補助金返還通知書（第8号様式）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が

別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

《平成27年4月1日・制定》

《平成28年4月1日・一部改正》

《平成29年4月1日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》